

四日市市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年10月5日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第38号

四日市市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
(四日市市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 四日市市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年四日市市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。 (1)から(7)まで (略) <u>(8) 三重県農業共済組合</u> 2及び3 (略)	(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。 (1)から(7)まで (略) 2及び3 (略)

第2条 四日市市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除	(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除

く。)を派遣することができる。

(1)から(7)まで (略)

2及び3 (略)

く。)を派遣することができる。

(1)から(7)まで (略)

(8) 三重県農業共済組合

2及び3 (略)

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(総務部人事課)